

模擬授業について

秋田県教育庁義務教育課

【中学校 美術】

○ 中学校学習指導要領（平成29年3月告示）における次の内容についての模擬授業を提示する。

1 対象学年

- ・第1学年

2 内容等

A 表現 (1) イ (イ)、(2) ア (ア) (イ)、〔共通事項〕

B 鑑賞 (1) ア (イ)、〔共通事項〕

題材名 「楽しく伝える絵文字のデザイン」

- ・文字の意味やイメージを基に主題を生み出し、文字や文字が意味するものの形や色彩に着目して伝達するイメージを捉え、絵の具や用具の特色を生かして絵文字をデザインする表現の授業を行うこと。
- ・5時間扱いの題材の1時間目の授業。

3 模擬授業演示部分

- ・授業開始からの10分以内（教材・教具の準備に要する時間を含む）

4 留意点

- ・演示で使用する教材・教具等がある場合は、試験当日に持参すること。
- ・配付して示す資料がある場合は、A4判1枚（両面可）に収めること。ただし、教科書の原文が必要な場合はその限りではない。
- ・資料を配付する場合の部数は4部とする。配付する資料の右上に受験番号を書き込むこと。
- ・ICT機器の活用は可とするが、セッティングに時間が掛かるものは避けること。
- ・パソコンやタブレット端末、プロジェクタ、電子黒板等の貸し出しは行わない。
- ・施設のWi-Fi等の通信環境は使用不可とする。
- ・生徒役は面接官が担う。